

28 西審個議第 8 号
平成 28 年 7 月 28 日

西東京市長 丸 山 浩 一 様

西東京市個人情報保護審議会
会 長 横 澤 利 昌

電子計算組織の結合による証明書等のコンビニエンスストアでの
交付について

平成 28 年 5 月 20 日付 28 西市市第 211 号の諮問に対し、別紙のとおり答申し
ます。

別紙

電子計算組織の結合による証明書等のコンビニエンスストアでの交付についての答申

平成 28 年 7 月 28 日

西東京市個人情報保護審議会

第1 諮問の概要

次に掲げる事務の流れにおける市と地方公共団体情報システム機構（以下「J-LIS」という。）との電子計算組織の結合について、西東京市個人情報保護条例（平成13年西東京市条例第13号。以下「条例」という。）第12条第1項ただし書の規定に基づき審議会の承認を得たい旨の諮問が市長からあった。

(1) 平成28年12月から、市民の利便性の向上のため、全国のコンビニエンスストア（以下「コンビニ」という。）に設置されたキオスク端末において、マイナンバーカードを利用して住民票の写し等の各種証明書の交付を行うことを予定している。

(2) コンビニで交付をする証明書は、次のとおりである。

- ア 住民票の写し
- イ 印鑑登録証明書
- ウ 戸籍全部・個人事項証明書
- エ 戸籍の附票
- オ 課税・非課税証明書

(3) コンビニ交付サービスでは、市とJ-LISが委託契約を締結し、J-LIS証明書交付センターの広域交付サーバと市の転送サーバを通信回線により結合し、証明書発行に必要な個人情報を処理することとなる。

(4) コンビニ交付サービスにおいては、主に次に掲げる措置により、個人情報の保護が図られている。

ア 暗証番号の設定されたマイナンバーカードを利用して、申請者本人がキオスク端末の操作を行うことにより、第三者による証明書の入手を防ぐ。

イ 市とJ-LISとの間の通信は総合行政ネットワーク（LGWAN）回線を、J-LISとコンビニ事業者・コンビニ店舗の間の通信は専用回線を用いて接続し、不正なアクセスを防ぐ。また、個人情報は、暗号化された上で送受信される。

ウ 証明書データに含まれる個人情報は、証明書発行後消去され、キオスク端末、コンビニ事業者及びJ-LISには保存・記録はされない。証明書の発行日時等の履歴データのみが記録される。

エ キオスク端末から出力される証明書には、偽造防止技術が施される。

第2 審議会の結論

1 審議会は、諮問のあった電子計算組織の結合による証明書等のコンビニ交付について、個人情報の保護に必要な安全措置が講じられているものと

して、条例第12条第1項ただし書の規定により承認する。

ただし、委員から、審議会の結論と異なる意見もあったことから、次項において少数意見として併記する。

2 少数意見

実施機関から、コンビニ交付により発行する証明書として、戸籍に関する証明書を対象とする予定であるとの説明があった。

戸籍に関する証明書には、個人の婚姻・離別の履歴等の機微に係る個人情報が含まれることから、住民票、印鑑登録証明書等の証明書と比較して、その重要性は高く、第三者による不正取得等により当該情報が漏えいした場合には、本人に重大な不利益が生じる可能性がある。

また、コンビニ交付サービスを既に開始している他の自治体の状況を見ても、戸籍に関する証明書を発行対象としている自治体の数は、多いとは言えない。

コンビニ交付におけるセキュリティ対策については、実施機関の説明によれば、一定の安全措置が講じられているところではあるが、万が一、漏えい等が発生した場合の影響の度合い及び他の自治体における実施状況を鑑みれば、稼動開始からの経過期間がまだ十分とは言えないコンビニ交付サービスにより、戸籍に関する証明書を発行するとの実施機関の判断には疑問が残ると考えるため、意見として述べることとする。

第3 審議会の判断理由

審議会は、電子計算組織の結合による証明書等のコンビニ交付に関して、説明を求め、審議し、次のとおり判断した。

1 コンビニ交付におけるセキュリティ対策について

(1) 技術的セキュリティ対策

実施機関からは、コンビニ交付サービスにおける技術的なセキュリティ対策として、暗証番号が設定されたマイナンバーカードによる本人認証、専用回線等の使用、暗号化通信、公開セグメントと非公開セグメントを分離し、庁内システムと外部との通信を行わないこと、施錠・パスワードによりキオスク端末への保守員以外の者のアクセスを制限すること等の措置が施され、不正アクセス等による個人情報の漏えいを防ぐ体制が整備されているとの説明があった。

また、証明書発行に必要な個人情報データは、証明書発行後、速やかに消去され、市以外の者が管理する電子計算組織には保存されないこととされている。

コンビニ交付においては、通常、市内部の閉鎖されたネットワーク上で処理されている市民の個人情報、市以外の組織との間で通信回線により処理されることになるため、個人情報が漏えい、改ざんされないよう、万全の対策が講じられていなければならない。

本審議会としては、上記の実施機関からの説明により、コンビニ交付における個人情報の保護のための技術的な安全措置に関し、必要とされる対策が講じられていると判断した。

(2) 人的セキュリティ対策

コンビニ交付における人的なセキュリティリスクとしては、コンビニ従業員等が証明書に記載された個人情報を閲覧・取得してしまうこと、又は申請者による証明書・マイナンバーカードの取り忘れにより第三者がそれらを取得してしまうこと等が挙げられる。

これらのリスクに関して、実施機関からは、以下のとおり対策が施されているとの説明があった。

ア コンビニ従業員等による個人情報の閲覧・取得については、キオスク端末の操作は原則として申請者本人が行い、コンビニ従業員は関与しないこと、キオスク端末内部のシステムは施錠されており、鍵を保有しないコンビニ従業員はアクセスができないこと、コンビニの就業規則により不正行為が禁じられていること等の対策がなされている。

イ 申請者による証明書・マイナンバーカードの取り忘れについては、キオスク端末で音声により注意喚起がなされることにより防止が図られている。

以上の説明から、本審議会は、コンビニ交付における人的なセキュリティ対策についても、必要な措置が講じられていると判断した。なお、上記イの申請者の取り忘れ等に起因するリスクについては、完全に防止することは困難と考えられるが、このリスクに関しては、申請者本人が自己の個人情報を慎重に取り扱うことにより防止すべき事項であると判断した。

第4 附帯意見

本答申を出すに当たり、市に対して次の意見を申し添える。

1 コンビニ交付に関する職員の理解度の向上を図ることについて

(1) 審議会の会議における委員と実施機関の職員との質疑応答の中で、コンビニ交付サービスに係る職員の理解がまだ十分ではないと認められる

点がいくつか見受けられた。

- (2) コンビニ交付システムに限らず、情報システムに関しては、専門知識を有する者でなければその詳細まで把握することは困難であり、主に行政事務を扱う自治体職員が理解することに限界があるのはやむを得ないところである。
- (3) しかしながら、コンビニ交付の安全性に関し市民から質問があった場合の説明責任は、一義的には市が負うべきものであり、そのためには市の職員にシステムの構造等についての一定の理解があることが前提となる。
- (4) 今後、市がコンビニ交付サービスの開始に向けた準備を行うに当たっては、システムの構築事業者等に依存することなく、職員自身による理解の向上を図るよう努めることとされたい。

第5 審議経過

審議会を開催日	内容
平成28年5月20日	諮問及び審議
6月27日	審議
7月28日	答申